○経済産業省令第五十八号

商標法施行令（昭和三十五年政令第十九号）第一条の規定に基づき、商標法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二日

経済産業大臣　茂木　敏充

商標法施行規則の一部を改正する省令

商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第六類の項下欄第十二号中「金属製人工魚礁」を「金属製人工池　金属製人工魚礁」に改める。

別表第八類の項下欄第一号(九)中「皮砥」を「革砥」に改める。

別表第九類の項下欄第十四号中「電子楽器用自動演奏プログラムを記憶させた電子回路及びＣＤ－ＲＯＭ」を「電気又は電子楽器用フェイザー　電子楽器用自動演奏プログラムを記憶させた電子回路及びＣＤ－ＲＯＭ」に改める。

別表第十二類の項下欄第三号(二)中「つり皮」を「つり革」に改める。

別表第十五類の項下欄第二号を次のように改める。

二　楽譜台　指揮棒

別表第十八類の項下欄第一号(一)中「なめし皮」を「なめし革」に改める。

別表第十九類の項下欄第十六号中「人工魚礁（金属製のものを除く。）」を「人工池（金属製のものを除く。）　人工魚礁（金属製のものを除く。）」に改める。

別表第二十類の項下欄第五号(三)中「プラスチック製の包装用容器（プラスチック製栓及びふたを除く。）」を「プラスチック製の包装用容器（プラスチック製栓、ふた及び瓶」を除く。）」に、同項下欄第九号中「人工池　すだれ」を「すだれ」に改める。

別表第二十一類の項下欄第九号を次のように改める。

九　ガラス製又は陶磁製の包装用容器　プラスチック製の包装用瓶

(一)　ガラス製又は陶磁製の包装用容器

イ　飲料用容器　化粧品用容器　食品用容器　薬品用容器

ロ　ガラス製栓　ガラス製ふた

(二)　プラスチック製の包装用瓶

別表第二十一類の項下欄第十一号中「犬のおしゃぶり　植木鉢」を「植木鉢」に改める。

別表第二十八類の項下欄第八号を次のように改める。

八　愛玩動物用おもちゃ　犬のおしゃぶり

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

（係属中の商標登録出願等に係る経過措置）

2　この省令の施行の際現に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願に係る商品及び役務の区分については、その商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

規　則

○原子力規制委員会規則第十五号

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二十五年法律第八十二号）附則第三条第三項に基づき、原子力規制委員会職員の募集に関し独立行政法人原子力安全基盤機構が作成する書類の記載事項を定める規則を次のように定める。

平成二十五年十二月二日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律附則第三条第三項に規定する原子力規制委員会職員の募集に関し独立行政法人原子力安全基盤機構が作成する書類の記載事項を定める規則

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律附則第三条第三項の原子力規制委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　原子力規制委員会職員となる意思を表示した者の氏名、生年月日、所属する部署及び役職

二　原子力規制委員会職員となる意思を表示した者の職務の経験（経歴及び制裁に関する事項を含む。）

三　原子力規制委員会職員となる意思を表示した者の過去二年間の能力評価及び業績評価（平成二十五年十一月一日以後に新たに独立行政法人原子力安全基盤機構の職員となった者にあっては、原子力利用における安全の確保に関する専門的な知識、技術等についての論文）

附　則

この規則は、平成二十五年十二月二日から施行する。